

議案第 14 号

橋本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

橋本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

橋本市スポーツ振興審議会条例(平成18年橋本市条例第124号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市スポーツ推進審議会条例</p> <p>(設置) 第1条 <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、橋本市スポーツ推進審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(任務) 第2条 審議会は、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じてスポーツの<u>推進</u>に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの<u>推進</u>に関すること。</p>	<p>橋本市スポーツ振興審議会条例</p> <p>(設置) 第1条 <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号。以下「法」という。)</u>第18条第2項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、橋本市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(任務) 第2条 審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に<u>応じてスポーツの振興</u>に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの<u>振興</u>に関すること。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。